

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外248名

被 告 示現舎合同会社 外2名

準備書面(6)

平成30年2月27日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

被 告 示現舎合同会社
上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦
被 告 宮 部 龍 彦
被 告 三 品 純

第1 過去の「同和地区精密調査報告書」が全て公になっていること

いわゆる「部落地名総鑑事件」の直後の昭和52年11月15日に、衆議院内閣委員会で「同和地区精密調査報告書」が古書店に出回っていることが問題とされている(乙239)。

当時の矢山有作代議士が「政府がこれまで極秘扱いにしてきたと言われております「同和地区精密調査報告書」が、最近相次いで都内の古本屋に出回って、高値で販売をされております。東京都の同和対策部や部落解放同盟大阪府連によって現在五冊が回収されたと言われておるのでありますが、この経緯について総理府の長官からの詳細な説明を聞きたいと存じます」と質問したのに対し、黒川弘内閣総理大臣官房同和対策室長が「これは、同和対策協議会の委員、それから関係省庁等の関係者に配付したものでございますが、御指摘のように、この報告

書が古書籍商において販売されていることが判明したわけでございますけれども、総理府といたしましては、現在どんな経路でこの報告書が販売されるようになったかということにつきまして鋭意調査しているところでございます。今後その調査結果をもとにいたしまして、どのような措置をとるか慎重に検討してまいりたいというふうに考えております」と答えている。

最近、その『同和地区精密調査報告書(昭和50年3月)』の全ての内容がグーグルブックスで公開された(乙238)。これは米国スタンフォード大学フーバー研究所図書館の東アジアコレクション(いわゆる「フーバーコレクション」)の一部と思われる。

矢山有作代議士は「政府がこれまで極秘扱いにしてきたと言われております」と述べているが、これは事実ではないと考えられる。その根拠は、1つ目は黒川弘内閣総理大臣官房同和对策室長が極秘扱いにしてきたと明言していないこと。2つ目は極秘扱いしていたものが古書店に出回ったり、外国の図書館に所蔵されたりしているのは不自然であること。3つ目は、『同和地区精密調査報告書』は昭和37年及び昭和38年(乙236)、昭和43年3月(乙237)に作成されたものも存在し、それらについては特段秘密扱いされた形跡はなく、特に昭和37年及び昭和38年のものは調査対象地域の地名も含む主な内容が同和对策審議会答申の付属文書(乙240)として公表されていることである。

被告宮部は全ての同和地区精密調査報告書の写しを入手済みである(乙236, 237, 238)。これらの資料は精密調査報告書とある通り、調査対象部落について、世帯数、人口、職業は無論のこと、歴史や宗教、名字に至るまで調査したものがあり、対象地域に限れば『全国部落調査』よりもはるかに詳細である。

まず、このような文書が過去に作成され、その内容が公になっているにも関わらず、いわゆる部落地名総鑑事件があつてから急に「極秘扱いにしてきた」と問題に

され、部落解放同盟大阪府連合会が回収する等していることは、この種の情報を公にすべきなのか、すべきでないのか、政府や運動団体の方針も、世論も定まっておらず、その時々都合で場当たりの判断をしてきたことを示している。

ただし、これら3つの『同和地区精密調査報告書』は、部落問題を研究し、議論する上で重要な基礎資料の1つであり、本件の争点の1つである「原告らは被差別部落出身者であるのか」「出身地が部落であれば部落民なのか」「部落民であれば差別されるのか」ということを検証する上でも重要であることは間違いない。

第2 原告近藤登志一が社会事業大学に圧力をかけ、『全国部落調査』の閲覧制限がされたこと

被告宮部が公開した『全国部落調査』が、社会事業大学附属図書館が所蔵しているものであることは既に述べた通りであるが、原告近藤登志一が社会事業大学附属図書館に圧力をかけ、『全国部落調査』が閲覧制限され、書籍データベースからも削除される事態となっている(乙241)。

それだけでなく、通常、図書館は利用者の秘密を厳守するものであるが、被告宮部が公開した『全国部落調査』社会事業大学附属図書館が保有するものと同じということだけでなく、被告宮部がどのように『全国部落調査』を発見するに至ったかということまで明かされている。さらに、これを期に原告近藤登志一は社会事業大学附属図書館の運営にまで介入している。その結果、『全国部落調査』だけではなく、多数の部落問題関係の文書が社会事業大学図書館のデータベースから削除されている。

被告らがこれまで述べてきた通り、部落の地名が掲載された書籍は無数にあり、国立国会図書館、国立公文書館をはじめとする、全国の図書館に所蔵されている。『全国部落調査』の出版禁止の影響は、被告らだけで済むものではなく、全国の

図書館、あるいは出版社が部落問題に関する書籍を扱う場合は訴訟リスクを抱えることとなる。そうすると、図書館は原告らの意向を無視することができなくなり、事実上部落問題に係る情報、議論を原告らがほしいままにすることになる。そうなるともはや、日本国内では部落問題について自由な議論、研究はまともにできなくなり、国民の表現の自由、学問の自由に深刻な悪影響を与えるものである。

第3 原告準備書面6 第1「ネット社会における差別の特質」について

1 「1 インターネット上での差別事件」について

(1) 「(1)インターネットの特質」について

原告らの主張は、出版物と違ってインターネットでは虚偽の内容や、差別を助長する内容が拡散しやすいという主張であるが、誤りである。

事実、新聞や雑誌等他の媒体でも虚偽の内容や他人の名誉権を侵害する内容が流布され、時には訴訟となり、出版社が敗訴するということは珍しいことではない。現に、朝日新聞がいわゆる旧日本軍の従軍慰安婦問題に係る誤った記事を平成3年から平成5年にかけて掲載し、平成26年になって取り消したことはよく知られているが、インターネットがまだ商用利用されていなかった時代の記事が大いに拡散した後であった。また、原告解放同盟が発行する解放新聞でさえ精神障害者に関する差別的な内容を掲載したと認めて謝罪したことがあった(乙179)。

確かにインターネット上にも虚偽の内容や差別的な内容が多数あるが、インターネットは誰もが情報の受け手と送り手の両方になれるという特徴があり、誤った情報に対して反論することも容易であるし、それを受けて記事を訂正することも出版物に比べて容易である。メディアにはそれぞれの特徴があり、どちらが虚偽の内容や、差別を助長する内容が拡散しやすいと

いうことはない。

むしろ、インターネットがなかった時代は、タヌキや狐に化かされた、幽霊を見た、UFO を見たといった噂がまことしやかに広まり、メディアが心霊体験や終末論をふりまき、そのために靈感商法がはびこり、オウム真理教事件のようなことが起こった。しかし、インターネットが普及して、特に2000年台後半には動画や音声を誰でも気軽に共有できるようになると、幽霊やUFO といったデマは徐々になくなっていった。部落差別と言われるものも、情報不足によって蔓延した過去の遺物であり、正確な情報により解消されるべきものである。

(2) 「(2) 具体的な事例」について

「具体的な事例」と言うが、原告らの主張には具体性がない。本件で問題となっている情報とどのような関連性があるのかも示されていない。

単に「同和」について問うだけで差別だというのであれば、同和問題について疑問を持ち、議論することさえ許されないということになってしまうし、「偏見に基づく差別的な質問」が問題だというなら、そもそも正しい知識を持っているなら質問する必要はない。偏見と言われるような、知識不足があるからこそ質問するのである。原告の主張からは、とても部落問題に対する正しい理解を広めようという努力は感じられず、「バカは黙っている」と言わんばかりの、非教育的な考えである。また、結局のところどうなればいいのか、何を目的としているのか読み取ることができない。

「昔、被差別部落の人たちは犬狩りや屋殺など四本足の動物を殺す不浄な商売をしていました。そのために『四つ』とは暗に被差別部落の人たちを揶揄する言葉になっていたそうです。・・・その肉屋さんがこれに当てはま

り、その発言をして侮辱ととられ、そういった被害に遭われたケースがあり、うわさに変わったのではないのでしょうか」という「Yahoo！知恵袋」での回答について、原告部落解放同盟東京都連合会（以降「都連」という）らが問題提起したというが、そもそも都連は同和地区のない東京都において、皮革産業は部落産業であるというステレオタイプに便乗して、税金対策で設立されたもという面がある。『戦後世相の経験史』（乙242）150～152頁には都連墨田支部の設立経緯が書かれているが、滋賀県出身者が中心となったとあるし、「いま新潟のお客さんだって、ここの墨田の支部に入って、新潟から来てるもの」「たしかに税務対策のためなら「部落」出身ではない人も支部員になる」との記述もある。

都連は、最近「味の素 AGF」が人を牛になぞらえた CM を電通と制作したことに対し、全芝浦屠場労組と一緒にあって糾弾している（乙243, 244）。これでは、「Yahoo！知恵袋」の回答を自ら具現化するようなものである。

全芝浦屠場労組と都連（原告近藤登志一が取材に応じている）は過去にイギリス BBC の取材に応じ、その結果として食肉業者は部落民であり、「被差別部落への偏見がなかなか消えない理由のひとつに、暴力団とのかかわりがある。20 年ほど前から日本の暴力団取材してきた米国人ジャーナリスト、ジェイク・エーデルスタイン氏の推計によると、暴力団組員の約 3 分の 1 は被差別部落の出身者だ」という、部落民は暴力団と関係が深いのかのような記事が掲載され続けている（乙245）。

自ら「正しい回答」を投稿することの方がはるかに簡単なはずなのに、ヤフーに削除させようとするのは、前述のような事情があるから、都連はまともな回答ができないのである。

本件では、被告らが部落に関する虚偽の情報や差別的な情報を発信し

た事実はない。原告らもそのような主張はしておらず、部落に対する世間の誤った認識があるから、差別があるからという趣旨のことが争点となっている。しかし、原告らの一部は、明らかに世間に対して部落に係る虚偽の情報や偏見を振りまいて、それらの偏見に便乗している。

2 「2 インターネット上の差別による特徴的な被害」について

(1) 「(1) エゴサーチによって差別に直面する深刻さ

自分が「部落出身」と分かると深刻な問題となると原告らは主張しているが、そもそも住所や出身地や本籍地が部落なら部落出身者という考えは歴史的には完全な誤りであり、原告らの勝手な解釈である。「自分が部落出身者(ないしは関係者)であることを知る例が報告されている」というが、具体的な例が示されていないし、「部落出身者(ないしは関係者)」というが、「部落出身者」「部落関係者」とは具体的に何のことで、どのように違うのか、意味不明である。

誤った考えを持つ者こそが誤った考えを正すべきであって、真性の文書である『全国部落調査』を排除しようとすることは、問題解決の矛先を誤ったものである。

また、部落解放運動は大正時代に水平社が設立された頃からずっと「エタであることを誇る」運動であって、自分の出自を卑下することを「世間を欺く下劣な根性」(乙246 139頁)「丑松根性」(乙247 172頁)などと言って、運動団体は非難してきたはずである(乙245, 246)。それが、今になって原告らが必至に丑松根性を説くのは、奇妙なことである。インターネットがなかった時代を含め、原告解放同盟は最近まで学校で子供に部落民宣言をさせたり、狭山闘争に参加させたりといった過激な活動を行ってい

た(乙27, 81, 82)。今でも当時の文献が多数図書館に所蔵され、国立国会図書館サーチやグーグルブックスによって、さらに検索が容易になっている。原告らは、丑松根性の持主が、丑松根性を克服できないまま解放同盟に参加している実態を吐露したのである。

(2) 「(2)差別の連鎖・再生産」について

原告らは「ネットで「部落差別」や「同和問題」などの検索をした場合、差別的な投稿や動画や、虚偽情報を含むものが、検索上位に表示されネット上では、質が高く、正しいものと評価された情報が検索上位にくるわけではなく、たとえ、内容が差別的であり、あるいは虚偽情報を含んでいたとしても、アクセス数が多ければ上位に表示されるからである」というが、それは原告らの感想に過ぎない。原告宮部が知る限り、グーグル等のサーチエンジンは、当初から別のサイトからどのくらい参照されているかを基準としており、アクセス数よりも「質が高く、正しい」情報が上位に来るように、非公開であるが様々な工夫がされているものと承知している。

少なくとも『全国部落調査』は当時の政府の外郭団体が作成した文書そのままの内容という点で「質が高く、正しい」文書である。現在、スマートフォン等で「同和」「部落」に都道府県名を付けてグーグル検索すると、「同和地区 Wiki」のコピーサイトの各都道府県の同和地区一覧のページがトップに出てくるが、内容を見るとほとんどの部分で行政や運動団体等が出版した文献が出典として示されており、非常に「質が高く、正しい」ように見える。

「暴力団の7～8割は部落出身者」というのはデマ情報というが、解放団員が書いた書物に暴力団に多数部落出身者が加わっているとの記述があるのは事実であるし(乙177)、部落解放同盟大阪府連合会の各支部の幹

部に暴力団員が多数入り込んでいたことも事実である(乙178)。前述のとおり、原告近藤登志一が取材に応じた BBC の記事では「暴力団員の約3分の1は被差別部落出身者だ」との記述もある(乙245)。「正しくは3分の1だ、7～8割もいない」というのであれば、まさに五十歩百歩の議論である。

ごく最近でも、部落解放同盟岐阜県連合会の元委員長が多数の右翼や暴力団と付き合いっていたかのような発言を親族がしていた。原告解放同盟が風評の原因の1つである以上は、他人に黙れというのではなく、自らの言動について説明するべきである。なお、被告らの認識では「被差別部落出身者」はいくらでも自称可能であり、岐阜県ではわざわざ同和地区に住民票を移して同和対策の貸付金を受けるといった実態があったことも確認しており、仮に暴力団に「差別部落出身者」が多いとしても、それは暴力団が金のために部落民を自称したということであると考える。

(3) 「(3)全ての差別事象の出発点となる「身元調査」の横行」について

「差別身元調査」というが、何をどのように調べて、どのような基準で「部落出身者」を判断できるのか、原告らは未だに答えていない。原告らは、あたかも部落に住むだけで差別されるかのような根拠のない「デマ」「虚偽情報」を振りまくだけである。

例えるなら、原告らの言動は、福島第一原発の事故に係る、放射能に関するデマを振りまいてきながら、自らの無知と異常な思考を正当化するために、「世の中の誤った認識により福島県民が差別されるから、福島場所を隠すべきだ！」といった妄言を振りまいているようなものである。

そのようなものが「運動の成果」であるのなら、「徹底的に破壊」されて当然である。

原告らが「部落に住むと差別される」というような偏見やデマを広めれば広めるほど、部落の場所を隠そうという姑息な試みをすればすれほど、部落の場所を知りたいと考えるのが人情というものであり、この流れはもはや止めることはできない。多くの人が『全国部落調査』から、いかに部落がありふれたものであるかを知り、皮革や食肉が部落産業であるとか、出身地が部落なら部落民というような妄言を論破し、部落についての、「質が高く、正しい」情報を知ることがむしろ望まれることである。デマを広め、重要な事実を隠すことは、教育とは言えない。

「不動産取引における土地差別調査」というが、大阪市では行政が同和事業の終了を打ち出して、解放会館跡地などの同和事業用地を民間に払い下げた途端に、次々と宅地が開発されて売れている(乙248, 249)。差別とは人に対するものを言うのであるから「土地差別」などという概念がそもそもこじつけであるが、大阪市の事例から明らかなのは、単に部落だから土地取引が忌避されていたのではなく、本来は部落差別をなくすための同和事業が部落の土地取引の障害になっていたことである。また、京都市の崇仁地区では、原告解放同盟が同和地区の線引きの撤廃に利権上の立場から反対し、本来は京都市の一等地にある崇仁地区の開発の障害になっていたことが明らかになっている(乙250 12頁)。土地差別なるものがあるとなれば、原告解放同盟がまさにその原因の1つということである。

3 「3 差別する側の意識に注目すべき」について

原告らが何を主張したいのか判然としないし、しかも誤っている。

「かつて、部落出身者とは、賤民身分に一定の系譜的な連続性を有し、近世から賤民が住むとみなされていた地域である被差別部落に住み、「部落産業」

と呼ばれる職業に従事する者、つまり、系譜的連続性、地域的要素、職業の 3 つの要素が一体となってイメージされてきた」「部落内外の居住の移転が増え、部落内外での結婚が増えていくに連れ、境界は不明確になっていく」というが、これは原告らの独自の考えに過ぎない。

部落差別の起源は賤民に対する差別、つまり血統によるものであって「部落内外」であるとか「境界」といった概念はもともと存在しない。「境界は不明確になっていく」と他人事のように言っているが、境界は原告解放同盟と行政が「同和地区」という線引きをしたことによりできたものである。

特に大阪市のような都市部では人口の移動が著しい上、戦災もあり、当初からそのような線引きが破綻していた。それにも関わらず、強引に同和行政を進めたことに大きな誤りがあった。既に『同和对策審議会答申』(甲12)が出された時点で混住が進んでおり、答申でも「都市同和地区の場合は、一般的には市街地の拡大や交通の発達、産業規模の拡大等によって、または戦災等によってかなり変化した例(大阪市のごとき。)もある」と述べている。

『同和地区精密調査報告書』(昭和37年及び昭和38年)(乙236)のうち『大阪市西成出城開地区精密調査報告書』1頁には西成地区について「この地区は、一般民との混住がはげしく、地区の境界が不明確である」との記述がある。さらに、同資料3頁には「このあたり一帯は、明治末期は木津農民の農耕地であったが、大正に入ってから、皮革の需要が増大したために、その生産及び集積地であった西浜地区(浪速区栄地区)が発展し、奈良、和歌山、兵庫などの□□地方から部落民を吸収して、地区が著しく膨張拡大した」「戦後は、戦前からの居住者に加えて、近隣の罹災者、それに地方や市内からの一般落伍者、朝鮮人なども集中して」と書かれており、近世からの部落ではなく、いわゆるスラムであること示す記述がある。

また、完全に忘れ去られた部落もあると考えられる。例えば『元禄国絵図』(乙251)『天保国絵図』(乙252)には現在の大阪市淀川区加島の位置に「西皮多村」「東皮多村」の2つの部落があったことが示されているが、『全国部落調査』によれば加島の部落は1箇所だけである。その後の資料(乙12, 17, 20)で加島1丁目の一部が同和地区指定されたことが分かるが、その場所は「東皮多村」に相当する。江戸時代の国絵図では「西皮多村」「東皮多村」は隣り合っていないことから、2つの皮多村が一体となって加島同和地区になったとは考えられず、「西皮多村」の存在は完全に忘れ去られたと考えるべきである。なお、現在でもバス停や町内会の名前として「加島西」があるが、そこは加島3丁目で、明らかに同和地区ではない。

歴史的には賤民が分散している地域もある。『全国部落調査』には一戸ないし数戸しかない部落が多数掲載されていることからそのことが伺える。

また、『全国部落調査』を見れば部落の職業は多種多様であって、必ずしも「部落産業」があるわけではないことが分かる。

いずれにしても、原告らの認識はあまりにも雑である。

原告らは大阪府の府民調査を挙げているが、意味のない調査である。そもそも、同和地区出身者の基準を府民に尋ねる目的が不明であるし、同和地区の場所は秘密という建前のもとで、正しく答えられるはずがない。例えば、全国部落調査から、同和地区指定されなかった長柄や、日本橋の電気街まで部落として行政が把握していたことが明らかになったが、その知識を持てば「本人が現在、同和地区に住んでいる」なら同和地区出身者だと考えることに意味が無いと分かる。仮に「同和地区」が戦後の同和行政が線引きした、狭い意味での同和地区を指すのであれば、部落民や部落差別は戦後の同和行政が作ったということになってしまう(ある意味それは当たっているが)。

「部落差別の基準は恣意的で曖昧であることが分かっている」というが、それならば本訴において、なぜ原告らは「被差別部落出身者」と主張し、それほどのような根拠によるものなのか、原告ら自身の考えを示すべきであるが、原告らは未だに答えられていない。

部落差別については各地で実態が異なるので、一律に言うことはできないが、少なくとも同和行政に最大規模の予算が投入された大阪府(乙)については、全国部落調査等から次のことが言える。

部落差別とは、元来は賤民に対する、血統による差別であった。しかし、明治維新後に人口の移動が激しくなり、都市の各所に貧困者が集まる地域があった。そのような地域には、かつて賤民の居住地だった場所が多かったことから、全国部落調査が作られた昭和初期の頃には、部落問題とは貧困問題であり、融和事業の対象は貧困者が集まる地域であった。戦後の同和事業は融和事業を引き継いだものであるが、「歴史的社会的理由」との文言が法律にあることから、対象地域の住民があたかも賤民の子孫であるかのような誤解が広まり、行政や運動団体はそのような誤解を解こうとするどころか、むしろ誤った風評に便乗した。そして、高度成長期を経て貧困問題が解消されてくると、同和行政を正当化し、運動団体を維持するために、部落差別は場所による差別にすり替えざるを得なかった。

原告らが「差別は決してなくならないという悲観論や、「寝た子はおこすな」式の考えで、みんなが黙っていれば差別はいずれなくなるという考え方も、現実には差別を受けている人に対して「差別されても我慢しろ」あるいは「泣き寝入りした方がよい」と言い放つようなものであり、許されるものではない」という。しかし、原告らは被告らが「寝た子をおこ」して、虚偽でない正確な情報を公にしたことを非難しているし、単に出身地が部落であれば差別されるかのような悲観論を

振りまいている。原告らの主張は場当たりので一貫しておらず、矛盾しており、しかも部落問題に関する議論で原告らの意に沿わないものは全て許さないという不寛容なものである。

なお、原告らは、何故部落を差別するのかという言説の1つに「不当に特権を得ている」というようなレイシズム的なもの」があると述べているがレイシズム (racism) とは民族や人種に対する差別を言うものであって、利権云々とも、部落問題とも関係ないことである。それどころか、部落や民族や人種ととらえることは、部落問題に対する誤った考えの1つである(乙246 137頁で北原泰作は、部落民は異人種との言説を偏見であるとして非難している)。原告らは部落解放運動団体・人権団体を標榜しているが、明らかに誤った認識を持っている。

第4 「第2違法性に関する主張の補充」について

1 「1 ネットの電話帳(住所でポン)大阪高裁判決」について

いわゆる住所でポンの件については、被告宮部が自ら個人情報を掲載し、本人代理人弁護士から削除要請を受けて訴訟を提起された後も、断固として削除を拒否していたものであって、本件とは異なるものである。

2 「2 本件における被告らの行為」について

原告らのうち5名の陳述書を被告宮部がウェブサイトで公開していることは認める。

被告らが「本件訴訟が、名誉権、プライバシー権、差別されない権利等の人格権に基づいて被差別部落所在地情報の削除を求めている」と認めるのであれば、憲法82条第2項「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」にまさに該当することになり、通常の事件よりも、より公開が求められる

事件である。

また、原告らは「全国部落調査」復刻版 出版差し止め事件裁判」というウェブサイトを開設し、自ら一部の陳述書や、民事保全手続の決定書等を公開しているのであるから、お互い様と言うべきである(乙253～256__。また、原告らは本訴訟に解放同盟の組織を上げて対処しており、組織の構成員に裁判の傍聴を呼びかけ、毎回傍聴券の配布が行われており、多くの人が傍聴し、被告らを支援する傍聴人が傍聴しづらい状況となっている。また、被告らの顔写真が原告らの組織で共有され、地方自治体が後援する部落問題関連の講演会等で、被告らが締め出される状況が続いている。

本来、基本的人権とは弱い立場の個人が、政府や強い立場の組織に対して対抗するためにあるのであって、組織を上げて対抗している原告らが、実質的には個人の立場に過ぎない被告らに人権を主張することは、極めて倒錯した考え方である。

なお、現時点では原告らのうち5名以外の陳述書は、被告らはウェブサイトで公開することはしておらず、あくまで全国部落協議会とツイッターでのフォローワーへの提供のみに留めている。

3 「3 結論」について

被告宮部は部落ないし同和地区を公開しているが「被差別部落」とは考えていない。また原告らの個人情報晒すというのが「部落解放同盟関係人物一覧」のことをいうのであれば、そのような事実はない。

「司法制度そのものに対する挑戦」というが、原告らこそが憲法が定めた伝統的な人権規程に対して挑戦しているのである。裁判の公開、学問の自由は民主主義の根幹をなすものであり、憲法が定められる以前から、世界中の多くの

人の努力によって築き上げられてきた伝統的な人権である。原告らは「部落差別」という、日本のごくローカルな問題で、しかもその原因の多くが行政や原告ら運動団体によって作られたものにより、伝統的な人権を蔑ろにしようとしている。

第5 「第4 損害に関する主張の補充」について

- 1 「1 被告宮部が原告らのプライバシーを侵害する挑発行為を繰り返していること」について

被告宮部が一部の原告らの電話番号に電話をかけたり、原告片岡明幸の親族宅を訪問したりしたことは認める・

- (1) 「被告宮部は、「部落解放同盟関係人物一覧」において、原告らの承諾なくその住所氏名及び電話番号を掲載した」という事実はない。
- (2) 「挑発行為」「茶化した」「いたずら電話」「プライバシー侵害」というのは原告らの曲解である。「部落解放同盟関係人物一覧」のように、出処の不明な情報について、事実確認をすることは当然のことであって、訴訟遂行のために必要な行為である。

原告らも訴訟についての特設サイトを開設したり、傍聴を呼びかけたり、被告らを非難する集会を開いたり、被告宮部の財産を調査して差し押さえをしているわけで、これらを「嫌がらせ」「脅迫」「プライバシー侵害」と言うかどうかは、受け取り方の問題にすぎない。

- (3) 「被告宮部は原告片岡明幸の親族宅を無承諾で訪問している」というが、では誰に対してどのように承諾を取るべきなのか、意味不明である。前述のように電話しただけでも「いたずら電話」と曲解されるのであれば、承諾を取るために事前に連絡することすら、いたずらと取られかねないであろう。

また、原告片岡明幸らが自ら被差別部落出身者を自称し、故郷や親族のことを持ち出したのだから、被告宮部は訴訟の遂行のために現地に確認に行ったのであり、全く正当な行為である。

なお、原告片岡明幸の出身地とされる、たつの市新宮町仙正に関して、『天保国絵図』(乙257)に、現在の仙正の場所とは異なるものの「皮田村改仙正村」との付箋が貼られており、『太政類典・外編・明治四年～明治十年・地方二・地方二』(乙258)には「飾磨縣管下播磨国揖東郡皮田村ノ儀ハ舊穢多村ニシテ今般仙正村ト改唱致シ度旨差支ノ筋モ無候」との記述がある。なお、『天保国絵図』の付箋の位置が違うのは、明治4年の飾磨郡の伺いに「中ノ庄元皮田村」とあるのに対し、大蔵省の回答には中ノ庄の名前が抜け落ちているため、同じ揖東郡にある上篠皮田村に間違えて付箋を貼ってしまったと考えられる。乙258は同年に出されたいわゆる解放令に、穢多村の扱いについて府県は大蔵省に伺いを立てるように定められていたことから、飾磨県が中ノ庄皮田村を一般の村と同じ扱いをするように伺いを立てたものである。それを大蔵省が許可したことから、明治4年11月8日をもって、法律上仙正は「被差別部落」ではなくなったということである。

このように、仙正が皮田村ないし穢多村であったことは、通常の歴史研究に使われる文書からも確認できる。部落は日本の歴史そのものであり、多くの歴史文書にその記述があることから、部落をことさらタブー視し、部落に関連する文書を出版禁止にすることは、歴史研究という学問の重大な障害となる。また、政府が「被差別部落」との扱いを撤廃したものについて、「被差別部落出身者」と後世に蒸し返すことが許されるならきりが無い。

原告らが「被差別部落出身者」であるということは、原告らが自ら主張して

いることであるし、本訴訟の核心部分であるので、どのように「被差別部落出身者」なのかは、今後も出来る限り検証する所存である。

- (4) 原告片岡明幸が「屁理屈を並べる差別主義者」というのは、事実としてその通りだからそう述べた。部落出身であることを知られても自分はいいが、身内が困るからという考えは、部落出身者と結婚しても自分はいいけど、身内が困るという、姑息な結婚差別の論理と変わらない。身内の思惑や世間体を気にするような者は解放運動に関わるべきではない。故に原告片岡明幸は差別主義者であり、しかも自分は被差別部落出身だという出自を差別主義者の立場から逃げるために利用している卑怯者なのである。もっとも、仙正は法律上「被差別部落」ではなく、歴史的にも原告片岡明幸が近世の仙正の賤民とつながりがあるという証拠もない。

差別主義者と言われたくないのであれば「被差別部落出身者」ではなくて、一人の「人間」として訴訟に向き合うべきである。他の原告に対しても「被差別部落出身者」との主張を撤回しないのであれば、被告宮部はそう言い続けるであろう。

2 「2 インターネット上で公開された「部落解放同盟関係人物一覧」情報を利用したと思われる傷害事件の発生」について

- (1) 部落解放同盟三重県連合会等にカッターナイフ・アイスピック・ナイフ等を封入した封書が郵送された事件については、報道で承知しているが、詳細については不知。

「部落解放同盟関係人物一覧」との関係については争う。

刃物入りの封書を送りつけられるというの、よほどのことであって、「任侠の世界」である。被告らの住所氏名も公開されており、原告ら等多くの人か

ら恨みを買っていることは自覚しているが、それでも郵送されてきたことがあるのは、せいぜい糾弾状と称する怪文書(乙92～94)くらいで、危険物が送られてきたことはない。

部落解放同盟三重県連合会等に刃物が送られてきたことは、原告解放同盟が誰かから尋常でない恨みを買っているのか、精神病者によるものなのか、過去の部落解放同盟福岡県連合会の事例(乙217)のように自作自演なのかは分からないが、むしろ被告らが関与せずとも、原告らの周囲では常軌を逸したことが起こるとい証左である。

- (2) 「(2)「山端忠義」氏の住所などは公開されておらず、情報の入手先は「部落解放同盟関係人物一覧」である可能性が極めて高いこと」については知らないし争う。

「部落解放同盟関係人物一覧」には「山端忠義 委員長 三重県 名張市 下比奈知 2262-3」とあるいが、甲104、105からは、そのような記述は確認できない。

また、原告組坂繁之が怪我をしたとのことであるが、被告宮部が「部落解放同盟関係人物一覧」に掲載された組坂繁之の電話番号にかけたところでは別宅と考えられ、おそらく住所も実際の原告組坂繁之のものとは別のものである。従って、「部落解放同盟関係人物一覧」と刃物の送り付けの件は無関係と考えられる。

原告らの言うとおりに、「山端忠義」氏について仮に「部落解放同盟三重県連合会の役職者であり、かつ、一連の凶器入り封筒の送付事件において表示された住所に居住していることを知る者は非常に限られる」のであれば、被告らも知り様がないのであって、むしろ「部落解放同盟関係人物一覧」の作成に被告らが関与していない証拠となる。

ただ、被告らが調べたところでは、「山端忠義」氏が部落解放同盟三重県連合会の役職者であったことは解放新聞のウェブ版を検索することで容易に分かることであるし(乙259)、「山端忠義」氏の住所は電話帳に掲載されている(乙260)。

3 「3 被告らの行為に基づく損害は極めて多大であること」について

原告らの主張は、「全国部落調査」に係るものなのか、「部落解放同盟関係人物一覧」に係るものなのか不明確であるが、「全国部落調査」については個人のプライバシーと考える余地はないし、「部落解放同盟関係人物一覧」は被告らが掲載したものではなく、特に被告三品は全く関与しておらず何の接点もない。

以下、「部落解放同盟関係人物一覧」に係るものという前提で予備的に主張する。

(1) 「(1)名誉毀損に関する裁判例における賠償額が高額化していること」「(2)プライバシー権侵害における賠償額も高額化する傾向にあること」について

わが国では、いわゆる懲罰的損害賠償というものは認められておらず、民法709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と定めている。

北方ジャーナル事件における大橋補足意見「わが国において名誉毀損に対する損害賠償は、それが認容される場合においても、しばしば名目的な低額に失すとの非難を受けているのが、実情と考えられるのであるが、これが本来表現の自由の保障の範囲外ともいうべき言論の横行を許す結果となっているのであって」は、あくまで一意見に過ぎず、「表現の自由の

保障の範囲外ともいふべき言論の横行を許す」ことを防止するという観点で賠償額を決めることは司法の権限の範囲外である。刑法における名誉毀損罪や侮辱罪における罰金や科料の額を増やすか、あるいはわが国でも懲罰的損害賠償を導入するかといったことは、立法に委ねられていることである。

原告らが上げる過去の裁判例は、個別のケースを見て、実際の損害額を算定した結果、そのようになっているのであって、懲罰的な観点で額を増やしているというものではない。

- (2) 「(3) 本件における流出情報は秘匿性の高いものであり、かつ、生命身体に対する危険も現実にも生じている」について
争う。

被告らが調べたところでは、役職や氏名についてはほとんどは解放新聞ウェブ版などに掲載されているものであった(乙203)。また、住所についてもほとんどは電話帳で調べたと考えられるものである。従って、インターネットあるいは公刊された出版物に掲載された情報がほとんどと考えられ、特に秘匿性が高いと言える証拠がない。

乙261は被告宮部が「住所でポン」のデータを使って原告らの住所が電話帳に掲載されているか検証した結果である。「住所掲載なし」とあるのは、もともと「部落解放同盟関係人物一覧」に住所の掲載がなかったものである。「『我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』(水平社宣言)。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賊民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」という一文についても、原告解放同盟が水平社宣言を理論的支柱に据えており、部落民による団体を標榜している一方で、部落とは関係ない人も多数参加していることも半ば認めてい

ることから、何かの秘密を暴露したものではない。また、『我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』と水平社宣言にあるのに、部落の場所を隠そうとすることは矛盾しているし、解放同盟の支部の存在や、解放同盟の役員の住所によって結果的に部落の場所を特定することになっていることも矛盾であり、部落解放運動に対する正当な批判とも取れる。

(3) 「(4) 差別されない権利の侵害に対し、高額な賠償が認められるべきである」について

争う。

「原告らが被差別部落の出身者であることも明らかにした」という点については、何よりも原告ら自身が本訴において被差別部落出身者を自称しているし、原告解放同盟が被差別部落出身者の団体を標榜しているのだから、何か新しい事実が暴露されたわけではない。解放同盟の役職者であれば被差別部落出身者であるということは、事実であれ虚構であれ、原告らが広く公表していることである。また、原告らが解放同盟の役職者であることは解放新聞等で公表されていることが多く、特に秘密にしていたと認めることはできない。なお、過去の裁判例では橋下徹元大阪市長の父親が同和地区出身であると週刊新潮が書いたことにつき、橋下徹氏が損害賠償を求めた事例があるが、同和地区に住んでいたということは橋下徹氏が自ら語っていたことであるとして、名誉毀損に該当するとは認められなかった。

(乙262)

むしろ「えせ部落民の方々も混ざっているようですが」とある通り、実は被差別部落出身者ない可能性を明らかにしている。

『我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』(水平社宣言)。さあ、存

分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」という一文は、解放運動のあり方を皮肉ったものでありこそすれ、部落差別を煽るものと解釈することはできない。「雑種賤民」という言葉は誤解されがちであるが、これはれっきとした学術用語であり、歴史的にはエタや非人だけでなく、夙、鉢屋など様々な賤民が存在しており、それらを雑種賤民と呼ぶのである(乙263)。この一文を書いた人は、かなり高い学術的知識を有していると考えられる。

第6 原告らの陳述書について

1 甲85号証、原告松島幸洋の陳述書について

原告松島幸洋が部落解放同盟葛飾支部書記長であり、都連の役員であることは東日本部落解放研究所のウェブサイトで公開されている(乙264)。別紙目録3に住所の記載はない。

原告松島幸洋の出身地とされる旧粕川村の「カマス」とは、前橋市粕川町込皆戸のことである。1994年1月20日に部落解放同盟東京都連合会の関連団体である東日本部落解放研究所が発行した『込皆戸の歴史と生活』に詳細が書かれている(乙265)。本書の前書きでは当時の粕川村教育長が「本書は多くの村民・一般の方々にも読んでいただき同和問題の正しい理解と認識をいただき、これの早期解消の推進に役立て、いただくことを心より願うものであります」と述べている。本書は現在でも図書館や古書店で容易に入手することができる。

また、現地にある「粕川公民館込皆戸集会所」の玄関には同和事業で作られた施設であることが明示されており、同和地区であることを確認することも容易となっている(乙266)。

「カマス」が賤称であるとの原告松島幸洋の陳述は信憑性が低い。『込皆戸の

『歴史と生活』によれば、幟や幔幕に「吠ヶ谷戸村」と書き記されているとあり、賤称を幟や幔幕に書くとは考えづらい。また、同書にはカマスは別称であるという趣旨の記述があり賤称とは書かれていない。

実際に被告宮部が込皆戸を訪れ、複数の住民に「カマス」という名称について聞いたが、新しい住民は知らず、古くから住んでいる「坂本さん」によれば戦前かもっと昔に使われていた、かなり古い呼称とのことであった(乙266)。このことは、『込皆戸の歴史と生活』にある「明治・大正生まれの込皆戸地区の人々は小学校の帰り道で「かますのチョーリンボー」という差別言辞を投げつけられた」との記述を裏付けている。すると、昭和37年生まれの原告松島幸洋が『カマス』と仲良くなっちゃだめなんだから」等の罵倒を受けたとの陳述は文献や地元住民の証言と矛盾しており、信憑性が低い。

なお、「チョーリンボー」という言葉は、群馬県の方言のようなもので、被告宮部が群馬県内各地で聞いてみたところ、ほぼ群馬県全域で通じた。ただし、長吏(穢多)に由来する言葉であるということはあまり知られておらず、高齢者を中心に単なる罵倒語としても使われるようである。

込皆戸については、全国部落調査よりも『込皆戸の歴史と生活』の方がはるかに詳細で、込皆戸の一部が部落であること、穢多の坂本弾兵衛と坂本弾右衛門が込皆戸の始祖であり、この地域の一部の坂本姓の家の先祖であることまで書かれている。そして、込皆戸の中に坂本姓が集中している地域があることが、住宅地図等により容易に確認できる(乙268)。

ただし、原告松島幸洋が認める通り、込皆戸は人口流入が著しく古くからの部落とは無関係な住民が多いし、坂本姓の家にしても、込皆戸の坂本さんの1人に聞いてみたところでは、坂本が全部親戚というわけではないし、先祖の身分など分からないということであった(乙267)。当然、原告松島幸洋が歴史的

な意味での「部落民」に該当する証拠はない。

また、原告松島幸洋は込皆戸の地形や環境について大げさに書いているが、赤城山のからっ風や関東ローム層は込皆戸に限ったことではないし、丘陵地で水の出にくい場所などいくらでもある。よく誤解されるが、部落が差別のために地形的に厳しい場所に置かれているということはなく、原告片岡明幸の出身地の仙正のように非常に条件のよい場所にある部落が多くある。

「父親は朝早くから夜中までアスファルトと重油に蒸されて埃まみれになって土建業を営んでいました」という点についても、物は言い様である。被告宮部が込皆戸で聞いたのは、「松島工業」が込皆戸内の同和対策の道路工事を一手に引き受けて大いに稼いでいたということである。また、込皆戸には自営業者が多く、同和事業が行われていた時代には同和地区の企業は企業連(部落解放同盟関連の企業団体)に入ると、税務や公共工事の入札で優遇を受けられたということである(乙266)。

原告松島幸洋が被差別体験と称するものは、個人的な経験にすぎず、客観性がない。そして、それがなぜ全国部落調査の出版を禁止させる理由になるのか明らかではない。

むしろ原告松島幸洋は中学3年生の時に「(村内の被差別部落の存在や、被差別部落住民への差別意識の有無、被差別部落住民の暮らしや部落差別に対する思い等々)を話さない先生の態度を批判しました」と述べているし、『込皆戸の歴史と生活』が出版されたのは原告松島幸洋がまさに部落解放同盟東京都連合会で活動し始めたすぐ後のことである。

『込皆戸の歴史と生活』で穢多の子孫であるかのように書かれた、坂本姓の住人が今も多数込皆戸に住んでいる一方で、原告松島幸洋が「私には、連れ合いもおり、3人の子どもがいます。インターネット上に掲載されてしまった「全

国部落調査」や「全国部落調査」復刻版を元に、身元調査が行われ、実際に私の子どもたちが結婚差別を受けたり、就職差別を受けたというときに誰が責任をとれるのか」と述べるのは、非常に白々しい。「兄が受けた結婚差別」として「同和地区」「部落解放同盟」の家だということで反対が起こりました」と自ら述べている通り、単に「同和地区」だから差別されるということではなく、原告松島幸洋「部落解放同盟」での活動が嫌われている可能性が高い。

2 甲86号証、原告高橋康雄の陳述書について

原告高橋康雄が部落解放同盟の関係者であることは、解放新聞ウェブ版から確認できる(乙269)。住所については公表されていたものかどうかは不明である。

部落解放同盟長野県連合会は1967年に『差別とのたたかい 解放運動20年の歩み』(乙13)を発行しており、この本には長野県内の「未解放部落」のリストが掲載されている。この中で、原告高橋康雄が出身地とする地域の状況に合致するのは「飯山市 静間 中町北部」と呼ばれる部落である。現地には「いいやま人権福祉センター」があり、この施設が同和地区施設であることは、飯山市の例規集において「いいやま人権福祉センター条例」が同和教育の章に分類されていることから確認できる(乙270, 271)。

『差別とのたたかい 解放運動20年の歩み』にある部落リストは、同和対策審議会調査部会からの委託で長野県が作成した調査資料で、『全国部落調査』よりも新しく、信憑性の高いものである。しかも、『全国部落調査』には書かれていない、部落の俗称の記載もある。

原告高橋康雄の「被差別体験」とされるものは、相当昔のことであるし、「私が関わった差別事件」とされるものは、具体的に誰が差別されたというものではな

く、漠然とした事柄を差別だと言って企業や団体に圧力をかけたというだけのことに過ぎない。

原告高橋康雄は「私たちは1975年の「部落地名総鑑」事件で、売買されている差別図書の悪質性・深刻性を広く訴えてきましたが、復刻版は「部落地名総鑑」と同じもので、もし出版されれば被差別部落出身者の身元調査に悪用され、結婚差別や就職差別が引き起こされることは言うまでもありません」というが、自らの所属する団体が過去に長野県内の部落リストを発行していたことは正当化しており、白々しいと言わざるをえない。

無論、原告高橋康雄が「被差別部落出身者」であるとの証拠はない。

3 甲87号証、原告松岡克己の陳述書について

原告松岡克己が部落解放同盟三重県連合会執行委員長であることは、三重県がインターネットで公開している三重県人権施策審議会の委員名簿から確認できる(乙272)。なお、別紙目録3に住所の記載はない。

原告松岡克己の出身地は、部落解放同盟中央執行委員長松井久吉の出身地と同じということなので、松井久吉の著書(乙273)から伊賀市八幡町と容易に特定可能である。八幡町市民館があり、伊賀市は「人権。同和問題の速やかな解決に資するために設置された施設」としており、同施設には「部落差別を解消し明るい社会を築こう」とのスローガンが掲げられていることから、そこが同和地区であることが確認できる(乙274)。

また、原告松岡克己が述べているとおり、部落名を冠した部落解放同盟八幡支部が存在していることから、部落であることを確認できる。「部落解放同盟三重県連合会八幡支部」が電話帳に掲載されていることから、その住所も確認可能である(乙275)。

なお、三重県出身の部落解放運動家で全国水平社の創立者の1人で、部落解放同盟の前身の部落解放全国委員会書記長でもあった上田音市が代表を務めた三重県厚生会が、1974年に『三重県部落史料集(近代篇)』を刊行しており、それには「壬申戸籍調査集計表」「管内〇〇部落と其人口(昭和5年末現在)」という三重県内の部落リストが掲載されている(乙276)。なお、「〇〇部落」は「特殊部落」と考えられ、これは裁判所の調査資料であり、昭和8年に司法手続きで特殊部落の用語を使用しないよう通達が出されたこと(乙65)を受けて伏せ字にされたと考えられる。

原告松岡克己は部落差別の実態として「ここは同和地区です」と落書きされたり、「教えていただきたいのですが、部落とはなんですか？私の妻がその生まれということで、最近、部落、部落という言葉が私の周りで聞かれるようになったのです」という問い合わせが隣保館にあたりしたことを挙げているが、自ら伊賀市八幡町が部落であると主張するような活動を行っているのであるから、白々しいと言わざるを得ない。他の部落差別の事例の全国部落調査とは無関係であり、自らの部落解放運動のあり方に原因がないか省みるべきである。

当然、原告松岡克己が「被差別部落出身者」であるとの証拠はない。

4 甲88号証、原告塩谷幸子の陳述書について

原告塩谷幸子が部落解放同盟関係者であることは、大阪府人権協会がウェブサイトで公開している情報から確認できる(乙277)。住所については公表されていたものかどうかは不明である。

1977年に大阪府同和事業促進協議会(実質的には部落解放同盟大阪府連合会)が刊行した『大阪の同和事業と解放運動』(乙17)によれば、食肉産業が主張でイニシャルがMである部落は羽曳野市向野のみである。地図で向野

を見ると確かに3丁目まであり、肉屋は2丁目と3丁目に集中している。なお、1丁目が一般地域で、2、3丁目が部落ということを被告宮部は知らなかったのも、原告塩谷幸子の陳述書により初めて知った。

部落解放同盟大阪府連合会は、部落地名総鑑事件の直後に大阪府内の部落リストが掲載された書籍(乙17)を頒布しており、確信的に大阪府内の部落の場所を暴露してきた。

ごく最近でも、大阪府内の同和地区の調査を行い、調査結果を関係者に頒布している(乙278)。

それにも関わらず、「部落差別の現実を見たとき、いったん被差別部落所在地情報がインターネット上に晒されてしまえば、『部落姓名総鑑』と同様にその情報が被差別部落出身者の身元調査に悪用され、結婚差別や就職差別が助長されることは、容易にわかります」ということは、白々しいと言わざるをえない。

なお、『全国部落調査』によれば1935年の向野部落の人口は1386であるのに対して、『大阪の同和事業と解放運動』(乙17)によれば1958年に2628人と、23年で人口が倍増している。自然増でこれだけの人口増加はあり得ず、外部から相当数の人口流入があったということである。従って原告塩谷幸子をはじめ、向野の住民の多くが歴史的な意味での「部落民」とのつながりがあるとは言えない。

5 甲89号証、原告田村賢一の陳述書について

原告田村賢一が部落解放同盟大阪府連合会副委員長であることは、解放新聞ウェブ版で公開されている(乙279)。住所と電話番号は2012年の電話帳に記載がある。

高知市長浜の小字・原が部落であることは、原告解放同盟のウェブサイトで

公開されている(乙280)。従って、高知市長浜の小字・原が部落であることが『全国部落調査』によらなければ分からないものではない

「同和地区を氏子から排除する問題はいまだ解決していないところも多く存在していると聞いています」という点については、一般地区であっても他の地域の住民や転入者を神社が氏子として受け入れるとは限らないがそれが差別と問題にされることはほとんどないこと、また戦後は地域に根ざした神社に代わるものとして創価学会をはじめとする新宗教が大きく拡大したことから、あまり意味がなくなっていると承知している。

「光内」姓については別紙目録2によれば「前田姓156件、武田姓89件、松本姓40件、光内姓49件。2000年電話帳。」と、電話帳から分かる事実が記載されているのみで、「ブラジルに移民で行った祖父兄弟たちは、高知市長浜・原に特徴的な姓である光内ということで部落出身であることが同じ高知県から渡った移民の人々に暴かれ、移民社会の中でも差別され、苦勞したそうです。(光内の姓は、被告らが最近暴露して全国に公表しています。)」というような事実は原告田村賢一が初めて明らかにしたことである。また、被告らが光内の姓について何らかの情報を「暴露」した事実はない。

一方、平成26年7月1日に光内聖賢部落解放同盟長浜支部長が『部落史研究史書 長浜南部地区の起源と歴史』を刊行しており、光内姓の由来について「暴露」している(乙281)。それによれば、光内家の始祖は清和天皇の血統である清和源氏の子孫であり、長宗我部元親の侍大将であった田井景政という人物であるという。そして、「光内」は田井景政の定紋の「三ツ団扇」(ミツウチワ)の読みに別の漢字を当てたものだという。そのような由緒ある姓を卑下する必要はないし、人の姓は歴史そのものであり、その研究を誰かが独占できるものではない。

原告田村賢一は「私の被差別体験」を述べた後に「私が受けた差別事件は同世代の部落出身者から見て、それほど特異でもないと思います」という。しかし、自身が認めている通り先祖が旧士族と養子縁組したのだから、歴史的な意味での「部落民」とのつながりがあるとは言えない。その上、府県をまたいで同和地区から同和地区を渡り歩き、被差別部落出身者を自称し、部落解放同盟富田林支部長になっている原告田村賢一自身が特異である。

6 甲90号証、原告下吉真二の陳述書について

原告下吉真二が部落解放同盟倉吉市協議会に所属していることは、鳥取県のウェブサイトで公開されている(乙282)。住所電話番号は2012年の電話帳に記載がある。

1955年10月に部落問題研究所が発行した雑誌『部落』に鳥取県の著名な部落研究者宇田川宏氏による『鳥取県における新部落の形成』という論文があり(乙283)、それによれば倉吉市の小鴨川沿いの部落は明治末期から大正以降に開拓のためにできた「新部落」であることが書かれている。つまり、近世からの歴史的な部落ではないということである。鴨川沿いの部落で江戸時代からあり、原告下吉真二の出身地とされる部落に条件が合致するのは倉吉市中河原しかない。

自らの結婚式について「青年部や解放同盟関係者、同和教育を取り組む学校関係者など 200 人以上が参加し、披露宴というよりも部落解放をめざす大宴会のようでした」と書いている通り、原告下吉真二はかなり特異である。常人の感覚なら、単に同和地区出身というより、「活動家」であるということに着目するはずで、「結婚披露宴の出席を断る者」がいたのは、同和地区出身ではなくむしろ「解放同盟関係者、同和教育を取り組む学校関係者」が多数結婚式に参

加したことの方が要因として大きいと考えられる。

倉吉市役所もかなり特殊で、例えば鳥取市役所など同和行政が盛んであった自治体であっても、運動団体との癒着を防ぎ、行政の中立性を保つ観点から、本庁舎の同和対策課長などの重要な役職には解放同盟の幹部は就かせないようにしていた。しかし、倉吉市役所では、部落解放同盟の幹部2人が長らく人権関係の部署におり、異動もしないという状況が続いている。そのため、被告官部のもとには、倉吉市の住民から、あの2人は市役所で勤務中に実質的に解放同盟の活動をしているのではという趣旨のメールが来ることもあった(乙284)。

鳥取市では同和枠で入った隣保館員を、本庁舎の人権・同和とは無関係な部署に配属することとしており、倉吉市でも同様の取り組みをし、頭の中が部落や同和や人権でいっぱい視野の狭い職員をいつまでも同じ部署に居させるべきではない。

なお、『山陰之教育第20号』(乙7)『部落問題・水平運動資料集成補巻一』(乙18)『全国部落調査』によれば倉吉市中河原部落の世帯数は1897年に39, 1923年に48, 1935年に57と徐々に増えている。原告下吉真二のいう通り現在100世帯あるのであれば、近代以降相当数の人口流入が外部からあったと考えられ、原告下吉真二が歴史的な意味での部落民に該当する証拠はない。

原告下吉真二は「住所でポン」や「苗字でポン」、「グーグルストリートビュー」を非難しているが、これらは不正な手段でデータを収集したものではないし、同和地区や同和地区の住民を特定するものではない。一方、倉吉市をはじめとする鳥取県下の市町村では同和地区に限って市町村が管理する「集会所」「地区会館」があり、インターネット例規集で公開されている集会所や地区会館の管理規則が事実上同和地区の地名一覧のようになっている。同和地区が特定されることが問題だというのであれば、同和地区に限って集会所や地区会館

を設置したことが根本原因であり、原告下吉真二は責任の矛先を誤っている。
市役所の職員の立場でありながら、市役所の政策の誤りを認めず、一般国民
を非難するのは恥ずべきことである。

なお、倉吉市内に設置されていた地区会館は次の通りである。

- ・ 倉吉市みどり町地区会館
- ・ 倉吉市西鴨地区会館
- ・ 倉吉市天神野地区会館
- ・ 倉吉市中田地区会館
- ・ 倉吉市和田東町地区会館
- ・ 倉吉市馬場町地区会館
- ・ 倉吉市仙隠地区会館
- ・ 倉吉市横谷地区会館
- ・ 倉吉市勝負谷地区会館
- ・ 倉吉市妻ノ神地区会館
- ・ 倉吉市昭和地区会館
- ・ 倉吉市関金町安歩地区会館
- ・ 倉吉市関金町大鳥居開田地区会館

乙283と比較すれば分かる通り、倉吉市は歴史的には部落でもなんでもない
小鴨川の沿いの「新部落」に同和関係施設を設置しており、明治後期から大正
以降に新たな部落を多数捏造し、行政が新たな部落差別を作ったことが疑わ
れる。

被告宮部がこれらの事実をインターネットで公開すると、「条例を悪用した」と
してなぜか被告宮部が非難されたが、倉吉市を始めとする鳥取下の自治体は
同和地区一覧だということをよく認識しており、それ以来集会所・地区会館の廃

止、町内会への譲渡、用途変更、名称変更を進めている。

7 甲91号証、原告川口泰司の陳述書について

原告川口泰司は別紙目録3への記載がなく、明らかに原告適格性がない。

なお、「川口泰司後援会事務所」については、被告宮部は少なくとも2017年4月13日の時点ではそこが原告川口泰司の自宅だとは知らなかった。米国のサイトに掲載されていた件について、その時点では被告宮部は不知である。現在、被告宮部が知る限り、「川口泰司後援会事務所」は2010年から2015年まで電話帳に掲載されており、電話帳に掲載された団体名を自動収集して公開しているインターネット事業者は複数あるため、そのために公開されたものと考ええる。また、原告川口泰司を知る者からは、原告川口泰司は選挙への出馬を画策していて、今でもそれは諦めていないと聞いている。実際に、選挙への出馬を前提とした後援会事務所であるなら、自宅であれプライバシーと言える余地はないと考えられる。

なお、被告三品の主張を別途乙285として提出する。

8 甲92号証、原告安永勝利の陳述書について

原告安永勝利が部落解放同盟飯塚市協議会書記長であることは、解放新聞ウェブ版で公開されている(乙286)。別紙目録3に住所の記載はない。

福岡県では小字が生活に根付いており、同和対策施設の名称には小字名が冠されることが多いため、同和対策施設の名称を調べると、同和地区の場所がかなり詳細に分かる状況にある。この方法は福岡県に限っては非常に強力で、『全国部落調査』に掲載されていない同和地区まで特定することができるほどであり、福岡県人権研究所理事長の森山沾一に『部落地名総鑑』と同じだと

評されるほどである(乙287)。

しかし、2010年に部落解放同盟福岡県連合会が「被差別部落が特定される恐れがある」として福岡県下の各自治体にインターネットで公開されている公の施設の設置管理条例から施設の一覧を消すように圧力をかけたため、相次いで消された(乙287)。これを逆に考えると、施設名一覧がネットで公開されていない設置管理条例は実質的に同和地区の地名一覧になっているということである。無論、設置管理条例の内容はインターネットに公開されていなくとも、図書館や公文書館等、別の方法で確認可能である。

ただし、被告宮部はインターネットで公開されていた福岡県下の自治体の同和対策施設の設置管理条例を全て保存済みである。飯塚市には「飯塚市同和対策施設条例」があり、その中に畝割納骨堂、畝割農機具保管庫があるため、原告安永勝利の出身地とされる飯塚市鯉田畝割が同和地区であることを確認することができる。

原告安永勝利は「鳥取ループ・示現社は「全国部落調査」の復刻版を出版しようとしています。もしこのことが現実になったら、差別認識が不十分で興味本位に流された人々が被差別部落特定して、居住者及び出身者への被害は甚大であります」というが、飯塚市は相当期間同和地区の一覧をインターネットで公開していたが、居住者及び出身者に甚大な被害が生じていた事実はない。

原告安永勝利は事実を正しく認識していないか、あるいは知らない振りをしているだけである。

無論、原告安永勝利が「被差別部落出身者」であるという証拠はない。

9 甲93号証、原告山口敏樹の陳述書について

原告山口敏樹が部落解放同盟びわこ南部地域協議会の代表者であることが、

インターネットで公開されている街かどケア滋賀ネット会員名簿から確認できる。

(乙288)

原告山口敏樹が「ところがどこで聞きつけたのか、鳥取ループ・宮部龍彦が差別事件に介入し、A 不動産会社の社長や P 社部長などに面会した上で「解放同盟の要請に対応する必要はない」などと妨害を企てましたが、業界の毅然とした対応によってその意図はもろくも崩れました」と述べている件は、被告らが取材して記事にした件であるが、アートホームサービスやパナホーム滋賀に対して、被告らが何かを要請したり、妨害したりした事実はない。この経緯は『同和と在日⑦』(乙129)27～68頁で明らかにしている。

この件で、滋賀県人権センターにいた原告山口敏樹に、企業に対する学習会の費用の振込先が原告山口敏樹の主催する正体不明の団体になっているのはエセ同和と変わらないのではないかと、その対応窓口が野洲市役所になっているのは地方公務員の職務専念義務違反ではないかと指摘したら、原告山口敏樹が発狂して開き直り、同和事業は儲かるというような話を被告宮部に延々とやりだしたものである。それを「その意図はもろくも崩れました」と解釈するのは勝手だが、あまり他人に自慢げに話せるような事ではないと思われる。

滋賀県では部落解放同盟滋賀県連合会が『滋賀の部落』(乙16)を発行しており、原告山口敏樹の出身とされる湖南省三雲は、「甲西の村々」の中の「あら川(本郷三雲村)」として登場する。また、最高裁が認めている通り地域総合センターの名称や所在地は一般に同和地区のそれとして認識されるので、地図を見れば三雲会館と三雲集会所があることから同和地区の所在を知ることは簡単である。さらに、部落解放同盟滋賀県連合会は約千人の部落解放同盟支部員の名前、生年月日、住所、電話番号、同盟員番号をインターネットに流出させたが、特に人権侵害は確認されていない(乙231)。

無論、原告山口敏樹が「被差別部落出身者」であるという証拠はない。

以上